

令和6年度製菓衛生師試験について

1 試験の日時 令和6年7月17日（水）午後2時から午後4時まで
2 試験の場所 広島工業大学専門学校（広島市西区福島町2-1-1）
3 試験科目 衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論、製菓実技（製菓実技については「和菓子」、「洋菓子」、「製パン」の中から1分野選択） 出題方法は4肢択一の計60問とします。
4 受験資格 次の各号のいずれかに該当する者とします。 (1) 中学校卒業以上の者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者 (2) 中学校卒業以上の者で、菓子製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業で、2年以上菓子の製造に従事した者 (3) (1)、(2)以外の者で、製菓衛生師法の施行（昭和41年12月26日）の際、現に菓子製造業に従事していた者であって、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において3年を超えている者又はこの法律の施行の日後で3年を超えるに至った者
5 受験願書の配布及び受付期間 令和6年5月7日（火）から令和6年5月27日（月）まで 配布及び受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 郵送の場合は、簡易書留郵便とし、令和6年5月27日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。
6 受験願書の提出先 (1) 県内に住所地のある者は、次のいずれかの場所に提出してください。 ア 広島市保健所（食品保健課）、広島市保健所（東区分室、南区分室、西区分室、安佐南区分室、安佐北区分室、安芸区分室、佐伯区分室）、大竹市保健医療課、廿日市市健康福祉総務課、府中町町民生活部環境課、海田町福祉保健部健康づくり推進課、熊野町生活環境課、坂町保険健康課、呉市保健所生活衛生課、江田島市地域支援課、安芸高田市健康長寿課、安芸太田町住民課、北広島町町民保健課（予定）、東広島市医療保健課、竹原市健康こども未来課、大崎上島町保健衛生課、三原市保健福祉課、尾道市健康推進課、尾道市因島総合支所健康推進課、世羅町健康保険課、福山市保健所総務課、府中市市民課、神石高原町保健福祉課、三次市市民課、庄原市保健医療課 イ 広島県健康福祉局食品生活衛生課 (2) 県外に住所地のある者は、広島県健康福祉局食品生活衛生課に提出してください。

7 提出書類

(1) 受験願書 (指定様式)

(2) 写真 (出願前6か月以内に撮影した、縦4.5cm、横3.5cmの無帽かつ正面上半身のもので、背景無地のもの。白黒・カラーはいずれも可です。裏面に氏名を記入し、受験願書の所定欄に貼付してください。)

(3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書(原本)又は履修証明書(原本、在籍の場合に限る))

イ 4の(2)に該当する者は、中学校以上の卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し、菓子製造業従事証明書(指定様式)

ウ 4の(3)に該当する者は、菓子製造業従事証明書(指定様式)

エ 職業能力開発促進法施行規則の別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類の写し

(注意事項)

※ ア・イ 卒業証書の写し、エ 技能検定合格証書の写しを提出する場合は、原本を申請窓口持参し、原本照合を受ける必要があります。

※ 平成23年度以降の受験者は、受験票をもって、ア、イ、ウの書類に代えることができます。また、令和3年度までの製菓衛生師試験の不合格通知書も同様の扱いとします。

※ 受験願書の氏名とア～エの書類、受験票、不合格通知書の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本が必要となります。

(4) 受験手数料 9,400円

次のいずれかの方法により納付してください。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還できません。

ア 納付書による納付 (各市町及び県庁の申請受付窓口を受験願書を提出する場合)

広島県が発行する納付書により、広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関(ゆうちょ銀行を除く)に納め、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出してください。

(注) 金融機関の払込受付時間に留意してください。

イ 現金による納付(広島市、呉市、福山市及び県庁申請受付窓口を受験願書を提出する場合)

あらかじめ広島市、呉市、福山市及び県庁の申請受付窓口で申請内容の確認を受けた後、手数料納付窓口にて納めてください。

※身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者で、県内に住所がある者については、手数料を全額免除とします(願書提出時、手帳の提示が必要)。

8 受験票の交付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付します。

届かない場合は広島県健康福祉局食品生活衛生課(082-513-3106)へ問い合わせてください。

9 受験時の携行品

受験票及び筆記用具

10 合格者の発表

令和6年8月21日(水)午前10時に県庁前の掲示板にその受験番号を掲示するとともに、午前10時以降に広島県のホームページに掲載します。併せて、合格者に合格証書を郵送します。

11 その他

郵便によって受験願書等を請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、連絡用の電話番号を明記し、返信用封筒(宛先を明記し、84円切手を貼った長形三号封筒)を必ず同封してください。

受験願書及び菓子製造業従事証明書の指定様式は、広島県のホームページから取り出せます。

広島県のホームページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/seika.html>)

(トップページのサイト内検索で「令和6年度広島県製菓衛生師試験の実施について」を入力)

なお、受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

災害等により、やむを得ず試験を中止(延期)する場合には、試験前日の午後3時に県ホームページに掲載し、併せて延期日時についてお知らせします。